

オープンカウンター方式による見積依頼公告

令和 8 年 9 月 24 日

分任支出負担行為担当官
南信森林管理署長 松下 洋

1 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

- (1) 件 名 下諏訪森林事務所外部改修工事
- (2) 仕 様 等 工事内訳書のとおり
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 25 日
- (4) 工事場所 長野県諏訪郡下諏訪町字油田 4562-1

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 中部森林管理局の競争参加資格のうち、令和 7・8 年度建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 公告の日から見積書の提出期限までの期間において、中部森林管理局長から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。
- (7) 主任技術者として 1 級又は 2 級建築施工管理技士の資格を有する者を配置できること。
- (8) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係が見積依頼書到着以前に 3 ヶ月以上あること。
- (9) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (10) 請負事業等における重大な事故や労働災害（下請者が起こしたものを含む。）からみて、事業に従事する者等の生命の安全に関して危険を及ぼすおそれがない者であること。

3 見積書の提出場所及び期限

(1) 見積書の様式

見積書の様式は中部森林管理局随意契約見積心得様式第 1 号とする。

なお、見積書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって採用価格とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 見積書の提出場所(窓口)

〒396-0023 長野県伊那市山寺 1499-1

南信森林管理署 総務グループ

電子メールアドレス: nanshin.d.f.o@maff.go.jp

(3) 見積書の提出期限

令和8年10月9日(金) 16時00分まで(行政機関の休日を除く。)に、上記3の(2)

宛てに持参若しくは郵送等(送達過程が記録される簡易書留等)又は電子メールにより送信すること。電子メールによる場合は、電子メールの件名に「(案件名) 見積書提出」と記載すること。

併せて、参加資格を証明する書類(競争参加資格証明書の写し・配置予定技術者の資格及び恒常的な雇用関係がわかる資料・総合評定値通知書)を持参若しくは電子メールにより送信すること。

4 見積結果

見積合せの結果は、原則として見積書提出期限の翌日(行政機関の休日を除く。)までに契約相手方のみに電話又は電子メールにより通知するものとする。

5 契約の締結日

見積採用の日から7日以内

6 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和8年10月2日(金)16時00分までに、電子メールにより提出すること。電話による質問は受け付けない。

提出の際は下記を参考にすること。

(1) 提出場所: 〒396-0023 長野県伊那市山寺 1499-1

南信森林管理署 総務グループ

電子メールアドレス: nanshin.d.f.o@maff.go.jp

(2) メール件名: 「(案件名) 質問について」

(3) メール本文への記載事項: 案件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容
回答は、令和8年10月7日(水)までに中部森林管理局ホームページに掲載する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/situmonkaitou/sinrinkanrisyo/nansin.html>

7 契約保証金

契約保証金: 納付(現金納付に限る。納付場所: 日本銀行伊那代理店)

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証(取扱官庁 南信森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

8 支払条件

前金払 有

9 その他

- (1) 契約条件については、別添「工事請負契約書（案）」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなす。
- (2) 本公告に記載なき事項は、中部森林管理局オープンカウンター方式実施要領、中部森林管理局随意契約見積心得による。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページの発注者綱紀保持をご覧ください。

(https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html)

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。